

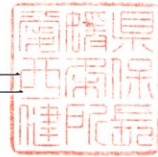
許可番号 03800146230

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県新居浜市坂井町三丁目8番23号
氏名 株式会社めぐる
代表取締役 太田 初

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 平成30年12月 9日
許可の有効年月日 平成35年12月 8日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え又は保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、**「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、**「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び陶磁器くず」等の混合物(特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)**」

以上13種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可 平成20年12月 9日

○更新許可 平成25年12月16日

○代表者変更(旧:大津 十喜夫) 平成29年 2月 1日

○変更届出 平成30年 4月24日

(**「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、**「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び陶磁器くず」等の混合物(特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)**」以上1種類の追加)

(裏面へ続く)